は」と、同条第十号」とあるのは「（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同条第十号」と、「」とする」とあるのは「（特別措置法第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」とする」と読み替えるものとする。

13　第七項から第十項までの規定は、法人が当該法人に係る租税特別措置法第五十九条の三第二項第一号に規定する関連者との間で行った同項第五号イに規定する特許権譲受等取引につき、同条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
第八項	第四十三条第八項（	第四十三条第十三項（
	特例等）	特例等）において準用する同条第八項
	第四十三条第八項」	第四十三条第十三項において準用する同条第八項」
第八項第一号イ	同項	同法第五十九条の三第四項
第九項	租税特別措置法	租税特別措置法第五十九条の三第十四項において準用する同法
第十項	第四十三条第八項（	第四十三条第十三項（
	特例等）	特例等）において準用する同条第八項
	第四十三条第八項の	第四十三条第十三項において準用する同条第八項の

14　第七項から第十二項までの規定は、恒久的施設を有する外国法人の租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する内部取引につき、同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第八項	第四十三条第八項（	第四十三条第十四項（
	特例等）	特例等）において準用する同条第八項
	第四十三条第八項」	第四十三条第十四項において準用する同条第八項」
第八項第一号イ	当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する内部取引の対価の額と異なる額とした額を同項に規定する独立企業間価格	
第九項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第十項	第四十三条第八項（	第四十三条第十四項（
	特例等）	特例等）において準用する同条第八項
	第四十三条第八項の	第四十三条第十四項において準用する同条第八項の
第十一項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
第十二項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
	第四十三条第十二項	第四十三条第十四項
	特例等）	特例等）において準用する同条第十二項

15　第七項から第十二項までの規定は、租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する国外事業所等を有する内国法人の同項に規定する内部取引につき、同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
第八項	第四十三条第八項（	第四十三条第十五項（
	特例等）	特例等）において準用する同条第八項
	第四十三条第八項」	第四十三条第十五項において準用する同条第八項」
第八項第一号イ	当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者との取引を同項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った	租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした